

～ふるさと納税について～

ふるさと納税って??

「ふるさと納税」とは、湯浅町を”ふるさと”として愛して応援して下さいの方々から寄せられた寄附金を町が実施する事業の財源とすることにより、皆様の思いを町政に反映させ、より多くの方々の参画によるふるさとづくりを推進していくことを目的とする制度です。

寄附実績とこれまでの活用例

皆様から頂いた寄附は、次のとおりで、下記事業に活用させて頂きました。

寄附年度及び寄附実績					
平成 21 年度 15 件	平成 22 年度 12 件	平成 23 年度 7 件	平成 24 年度 34 件	平成 25 年度 297 件	平成 26 年度 2,489 件
264,600 円	695,000 円	145,000 円	490,686 円	4,774,345 円	28,502,456 円
寄附の主な使い道					
◎湯浅小学校講堂改修事業				◎歴史資料館「甚風呂」公開活用経費	
◎防災備蓄品の整備				◎交通安全関係費	
◎立石茶屋土蔵改修工事				◎鳥獣被害対策関係費／有田みかん消費拡大対策関係費	
◎旧小川家改修設計業務				◎子ども医療費	
◎湯浅元気プロジェクト					

湯浅町ふるさとまちづくり寄附への 記念品(特産品等)取り扱い事業者を募集します まちづくり企画課 ☎64-1112

湯浅町では1万円以上の「ふるさと納税」寄附者に対し、湯浅の特産品等をお礼として贈呈しています。
平成28年度より、事業者(事業所)を下記のとおり募集します。

主な要件等

【記念品】

- ・湯浅町のPRにつながる商品(特産品・電化製品等)またはサービス等(宿泊券等)で、原則町内の業者で取り扱っている商品等を優先とし、町内で取り扱いのない又は、少ない商品等については、有田郡市内の業者の登録も受けつけます
- ・5,000円～50,000円(5,000円単位)相当<税・送料相当額込>の商品等
- ◆湯浅町又は委託業者から事業者へ記念品の代金をお支払いします。

【事業者】

- ・原則湯浅町もしくは、有田郡市内の特産品等の販売・提供している事業者
- ・本社(または支社)が原則湯浅町もしくは、有田郡市内にあること
- ・町税等の滞納がないこと

事業者のメリット

1年間、ふるさと納税のチラシ、ホームページ等に事業所名及び商品を掲載。
送付時にパンフレット等を同封することができ、自社商品等をPR可。

応募方法

まちづくり企画課窓口またはHPに掲載している申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて3月25日(金)までにご提出ください。特産品等の審査後、ご連絡します。

湯浅町ふるさとまちづくり寄附金 (ふるさと納税)のお知らせ

平成27年度の実績 (2月17日現在)
10903件 131,285,070円